

7月20日(日)は 第27回参議院議員通常選挙です



貴重な1票を棄権せず、必ず選挙に行きましょう。投票所には、入場券を持参してください。
不在者投票や代理投票制度もあります。ご不明な点は、お問い合わせください。



市 HP

問い合わせ先

選挙管理委員会 ☎ (76)0961

投票日 7月20日(日)

当日の投票時間 午前7時～午後7時

※第18～24投票所は午後6時まで

期日前投票期間

笠懸庁舎・大間々庁舎…7月4日(金)～19日(土)

東支所…7月13日(日)～19日(土)

※期日前投票に18歳未満の子と入場された人へ「み
どもスグッズ」をプレゼントします(数量限定)。

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

投票できる人 次の全てに該当する人

- ・平成19年7月21日以前に生まれた
- ・令和7年4月2日以前に市内で住民票が作成され、
引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている
- ・選挙人名簿に登録されている

開票 当日、笠懸西小学校の体育館で午後8時から行
います。

開票状況は市ホームページで随時お知らせします。

政治家の寄付は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家は寄付を
しない!

有権者は寄付を
求めない!

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家(候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。



市 HP

問い合わせ先

選挙管理委員会 ☎ (76)0961



↑総務省ホームページより抜粋

※政治家本人が結婚披露宴や葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

詳しくは、右の2次元コードから総務省ホームページ なるほど! 選挙「寄附の禁止」をご覧ください。



次の行為が禁止されています

次の①～⑤に違反して処罰されると、公民権停止(選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止)の対象となります。

- ①政治家の寄付
- ②政治家に対する寄付の勧誘・要求
- ③政治家の関係会社などからの寄付
- ④後援団体の寄付
- ⑤あいさつを目的とする有料広告
- ⑥年賀状などのあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)